

会員の皆様へ

輸送の安全にかかる研修会の開催について

～ 監査・行政処分の強化により、一発で30日間の事業停止!! ～

(一社) 滋賀県トラック協会
滋賀県適正化事業実施機関

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、適正化事業の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、予てより検討されていましたが、自動車運送事業の監査・行政処分基準の通達が9月17日に国土交通省自動車局長から発出されました。

悪質、重大違反事業者に対しては、新たに30日間の事業停止となる厳しい処分基準が追加されるなど、効率的な監査と実効性のある処分の実施となっています。

つきましては、近畿運輸局滋賀運輸支局の担当官を招聘して、運行管理者をはじめとします管理者の皆様を対象に下記のとおり説明会を開催いたしますので、お忙しいところとは存じますが、是非ともご出席方よろしく願いいたします。

記

1. 日時：平成25年11月 5日(火)

(1) 10:00～12:00

(2) 14:00～16:00 ※ご希望の時間帯に○印をお願いします。

2. 場所：滋賀県トラック総合会館 4F

守山市木浜町2298-4

3. 議題：

(1) 効率的・効果的な監査、実効性ある処分の実施について

(2) その他(通報制度の強化、受委託点呼の導入等)

研修会出席者申込書

会社名()

出席者名	出席者名

担当：石見、大橋